

平成 29 年度 瀬谷区スポーツ推進委員 事業報告

開催期日	事業名	内容等	参加人数等
4月12日(水)	第31期委嘱式	委嘱状交付	64名
5月13日(土)	世界トライアスロンシリーズ	沿道警備	20名(エリート担当)
6月9日(金) 10日(土)	関東スポーツ推進委員研究大会 (栃木県宇都宮市にて開催)	講演・表彰	一般:1名 表彰:1名
6月18日(日)	新任研修会・AED研修会	区スポ推委員研修会	AED研修:61名 新任研修:38名
7月9日(日)	継続者研修会・さわやかスポーツ体験講習会	区スポ推委員研修会	継続者研修:42名 さわやかスポーツ:45名
9月24日(日)	横浜シーサイドトライアスロン大会	沿道警備	11名
10月15日(日)	瀬谷区スポーツレクリエーションフェスタ	区民の各種目体験会	12名
10月22日(日) 予備日29日(日)	横浜市身体障害者運動会 (会場:横浜ラポール)	運営協力	1名(悪天候のため中止)
10月29日(日)	瀬谷フェスティバル	運営協力	11名(悪天候のため中止)
10月29日(日)	横浜マラソン2017	沿道警備	60名(悪天候のため中止)
11月23日(木・祝)	神奈川県スポーツ推進委員連合会研修会 (寒川町にて開催)	実技研修会	6名
11月26日(日)	ふるさとウォーク大会	沿道警備等	48名
12月16日(土)	五大都市スポーツ推進委員研究集会 (名古屋市にて開催)	研修会	2名
1月21日(日)	横浜市スポーツ推進委員大会 (会場:南公会堂)	各区の委員が集う大会	一般:21名、表彰:6名 運営:4名
1月21日(日)	瀬谷区マラソン大会	沿道警備	17名
2月4日(日)	神奈川県スポーツ推進委員大会 (横須賀市にて開催予定)	県下の委員が集う大会	一般:19名 表彰:1名
2月4日(日)	さわやかスポーツ種目講習会	さわやかスポーツを体験する講習会	9名
2月25日(日)	12地区交流研修会	区スポ推委員研修会	72名
3月10日(土)	区体協スポーツ関係者の集い	三ツ境ライフ	4名
随時	各地区連合運動会、レクリエーション大会、球技大会、さわやかスポーツ大会等の企画運営、その他の地区連合行事の運営など	区民のスポーツ・レクリエーション活動の普及	
毎月1回程度	地区会長会議	区内12地区連合の連絡会議	地区会長12人
毎月1回程度	研修部会	委員の知識向上のための研修会の企画・実施	各12地区から1名ずつの12名で構成
毎月1回程度	企画部会	行事の企画及び運営	各12地区から1~2名ずつの13名で構成
毎月1回程度	広報部会	広報紙及びホームページによる広報活動	各12地区から1名ずつの12名で構成
毎月1回程度	さわやかスポーツ普及委員会	さわやかスポーツ普及活動	各12地区から1名以上で構成
随時	区体育協会運営	協会事業の企画・運営	地区会長12人が理事

平成29年度瀬谷区スポーツ推進委員連絡協議会会計決算

収入合計	2,514,121 円
支出合計	2,514,121 円
差引	0 円

(収入内訳)

費目	予算	決算	差額
区補助金	1,355,000	1,352,901	△ 2,099
区補助金(ユニフォーム代)	1,009,000	1,011,099	2,099
区体協12地区助成金	120,000	120,000	0
区体協補助金	30,000	30,000	0
雑収入(利息ほか)	0	121	121
			0
合計	2,514,000	2,514,121	121

(支出内訳)

費目	予算	決算	差額
地区活動費	1,074,200	2,014,157	△ 939,957
事業費(1)各種事業費	1,138,000	209,846	928,154
事業費(2)研修費	95,000	86,569	8,431
分担金	87,000	96,310	△ 9,310
保険料	80,000	74,970	5,030
旅費	17,000	15,452	1,548
事務費(1)消耗品費	1,000	321	679
事務費(2)通信費	21,500	16,280	5,220
手数料	300	216	84
合計	2,514,000	2,514,121	△ 121

平成29年度瀬谷区スポーツ推進委員連絡協議会
親睦会決算

収入合計	739,745 円
支出合計	172,703 円
差引(次年度繰越)	567,042 円

(収入内訳)

費目	予算	決算
28年度からの繰越金	625,089	625,089
12地区親睦会費	60,000	60,000
世界トライアスロン協力費		29,000
横浜シーサイトトライアスロン協力費		15,650
相沢顧問より歓送迎会ご芳志		10,000
預金利息		6
合計	685,089	739,745

(支出内訳)

費目	予算	決算
慶弔費		0
研修費補助		0
参加費補助		15,000
事務費		157,588
ユニフォーム代補助		0
協議会補助		115
合計	0	172,703

会計監査報告書

平成 29 年度瀬谷区スポーツ推進委員連絡協議会の収支決算にかかわる帳簿及び証書について監査した結果、適切かつ正確であることを認めます。

平成 30 年 4 月 9 日

監事

石田昭仁 (印)

平成 30 年 4 月 9 日

監事

廣瀬正 (印)

会計監査報告書

平成 29 年度瀬谷区スポーツ推進委員連絡協議会親睦会
慶弔及び見舞金等の収支決算にかかわる帳簿及び証書につ
いて監査した結果、適切かつ正確であることを認めます。

平成 30 年 4 月 9 日

監事

石田 昭 仁



平成 30 年 4 月 9 日

監事

廣瀬 正



瀬谷区制 50 周年記念事業について

～みんなで、50 周年を盛り上げましょう！～

瀬谷区は、平成 31 年（2019 年）に区制 50 周年を迎えます。

現在、瀬谷区制 50 周年記念事業実行委員会を立ち上げ、地域、関係団体、学校、事業者、行政が一体となって 50 周年をお祝いする記念事業を検討しております。

つきましては、地域や団体、事業者等の皆さんの活動で瀬谷区制 50 周年を広く地域の皆様にご周知いただき、より一層盛り上げていただきますようお願いいたします。

1 瀬谷区制 50 周年記念事業のホームページを開設しました。

随時更新していきます。

プレ・イベントの名称使用やロゴマークの利用、キャッチフレーズの募集などが掲載されていますのでご覧ください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/seya/anniversary/seyakusei50th.html>

2 「瀬谷区制 50 周年記念プレ・イベント」の名称使用について

平成 30 年 4 月から 12 月までに行われる、様々な事業において、「瀬谷区制 50 周年記念プレ・イベント」を名称としてご活用ください。

使用にあたっては、「名称使用届出書」を実行委員会事務局（総務課）へ提出ください。また、ご連絡いただいた事業はホームページに掲載いたします。

3 記念ロゴマークについて

瀬谷区のマスコットキャラクター「せやまる」と区の花「あじさい」をモチーフに 50 周年を契機に右肩上がりの瀬谷区をイメージした記念ロゴマークが決定しました。

地域のイベントやチラシ、広報紙などに積極的にご活用ください。また、別添のチラシを掲示板等に掲示していただきますようお願いいたします。

また、ぬり絵も作成しましたので、合わせてご利用ください。



4 キャッチフレーズの募集について

4 月 30 日まで、キャッチフレーズを募集しています。多くの皆様からのご募集お待ちしております。

【賞品】特賞 図書カード（1 万円分）1 人（キャッチフレーズが採用された方）

副賞 せやまるぬいぐるみを 3 人、

せやまるピンバッジ（瀬谷区制 50 周年記念バージョン）10 人

（ご応募いただいた全員から抽選）

【発表】

6月4日に開催される「瀬谷区からだまると健康フェア」で発表します。
また、当日は50周年PRコーナーのブースも開設しますので皆さんご参加ください。

5 啓発グッズについて

今後、のぼり旗やうちわ、シールなど多くの皆様にご活用いただけるよう啓発グッズの作成を検討していますので、50周年の周知にご協力をお願いします。
(グッズを作成しましたら、利用について別途お知らせいたします。)

※ ホームページをご活用できない方は、事務局までご連絡ください。

参 考

50周年記念事業実施の基本的な考え方

- (1) 地域、行政及び企業等が実施する既存の事業やイベントを基に、50周年の冠をつけて実施していく。
- (2) 「記念事業のテーマ」を基に、新たな事業を検討する。
- (3) 12地区連合町内会のメイン事業を50周年記念事業として位置づけ、区民の機運醸成を図る。

記念事業のテーマ

みんなが「つながる」

子どもから大人まであらゆる区民が参加し、つながる瀬谷区

みんなに「つたわる」

これまでの50年の歩みをつたえ、つたわる温かな瀬谷区

あしたに「つなげる」

あしたに向けて魅力をつなげる瀬谷区

瀬谷区50周年記念事業実行委員会事務局（瀬谷区総務課内）

電話：045-367-5611

FAX：045-366-9657

「瀬谷区制 50 周年記念プレ・イベント」名称使用届出書

平成 30 年 月 日

瀬谷区制 50 周年記念事業実行委員会

団体名
所在地
代表者名

(連絡先)

氏名
住所
電話
Eメール

次の行事等について

「瀬谷区制 50 周年記念プレ・イベント」の名称を使用したいので届出します。

届出内容

イベント名	
内容	
実施日（期間）	
実施場所	
ロゴマークの使用	使用する ・ 使用しない

- ・ イベントの内容がわかるチラシ等がございましたら、あわせてご提出ください。
- ・ 法令又は公序良俗に反するものや政治活動、宗教活動、特定の企業・商店だけの利益を目的とするもの等、使用目的が不適當である場合は使用を認めないことがあります。

平成30年4月11日

瀬谷区スポーツ推進委員 様

瀬谷区スポーツ推進委員連絡協議会

会長 土居 義彦

ラグビーワールドカップ2019™ に向けた
「ラグビー体験コーナー」の実施について（御案内）

陽春の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から、地域スポーツの普及・振興活動に御協力いただき、誠にありがとうございます。

また、このたびは、「ラグビー体験コーナー」の運営に御協力をいただきありがとうございます。

ついては、当日の集合時間等について御案内いたします。お忙しいところ恐縮ですが、よろしく願いいたします。

- 1 集合日時 平成30年6月3日（日）午前9時（時間厳守）
※雨天決行 午後2時30分解散予定
- 2 集合場所 瀬谷区役所前「二ツ橋公園」ラグビー体験コーナー前
- 3 服装等 スポーツ推進委員ユニフォーム、帽子
- 4 当日配布物 お弁当 お茶
- 5 業務内容 からだまるごと健康フェア内ラグビー体験コーナーの運営
①受付、場内整理
②パネル展、フォトスポットの対応ほか
- 6 連絡事項 瀬谷区役所の駐車場は台数に限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

<事務局> 瀬谷区地域振興課 区民協働推進係
古尾谷、崎濱
電話：367-5694、FAX：367-4423
当日連絡先：080-3550-5694.
Mail：se-sports@city.yokohama.jp

平成30年4月3日

瀬谷区スポーツ推進委員 様

瀬谷区スポーツ推進委員連絡協議会
会長 土居 義彦

瀬谷区スポーツ推進委員普通救命講習会について（御案内）

陽春の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から、地域スポーツの普及・振興活動に御協力いただき、誠にありがとうございます。

また、このたびは瀬谷区スポーツ推進委員普通救命講習会にお申し込みいただき、ありがとうございます。

については、当日の詳細について御案内いたします。お忙しいところ恐縮ですが、よろしくお願いたします。

- 1 日時：平成30年4月15日（日）9時～12時
（受付開始：8時45分～）
- 2 場所：区役所5階大会議室AB
- 3 服装及び持ち物：

服 装	ユニフォーム着用
持ち物	筆記用具、普通救命受講者修了証（お持ちの方のみ）
- 4 講習会の内容：
 - (1) 講習DVD鑑賞
 - (2) 救急救命・AEDに関する講義
 - (3) 心肺蘇生法講習及び講習用AED機器、人形を使っての実技講習
 - (4) 止血法などの講義
- 5 連絡事項：
 - (1) 普通救命講習として実施し、受講後「普通救命受講者修了証」または修了証に貼るシールを交付します。
 - (2) 区役所駐車場は台数に限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

裏面あり

<参考>

AED（自動体外式除細動器）とは

Automated External Defibrillator

AED（自動体外式除細動器）とは、心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。2004年7月から医療事務者ではない一般市民でも使用できるようになり、病院や診療所、救急車はもちろんのこと、駅、公共施設、学校など人が集まる場所に数多く設置されるようになりました。

AEDは、操作方法を音声ガイドしてくれるため、簡単に使用することができます。また、心臓の動き（心電図）を自動解析し、必要な方にのみ電気ショックを流す仕組みになっているので安心です。最近では一般市民の方がAEDを使用して救命した事例も増えてきました。

<事務局> 瀬谷区地域振興課 区民協働推進係

古尾谷、崎濱

電話：367-5694、FAX：367-4423

Mail: se-sports@city.yokohama.jp

平成30年4月11日

瀬谷区スポーツ推進委員 様

瀬谷区スポーツ推進委員連絡協議会
会長 土居 義彦

瀬谷区スポーツ推進委員スポーツ審判講習及び体験について（御案内）

陽春の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。
日頃から、地域スポーツの普及・振興活動に御協力いただき、誠にありがとうございます。
このたびは、スポーツ審判講習及び体験に御参加いただきありがとうございます。
ついては、当日の詳細について御案内いたします。お忙しいところ恐縮ですが、よろしくお
願いいたします。

1 日時

平成30年6月17日（日）9時30分～11時30分
（受付開始：9時～）

2 場所

瀬谷スポーツセンター第1体育室

3 服装及び持ち物

服装 ユニフォーム着用

持ち物 筆記用具、体育館履き、外履き入れ

4 講習会の内容

競技種目 ・ドッチビー
・ラダーゲッター
・ポッチャ
・準備体操、整理体操

5 連絡事項

瀬谷スポーツセンター駐車場は台数に限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

<事務局>瀬谷区地域振興課 区民協働推進係

古尾谷、崎濱

電話：367-5694、FAX：367-4423

Eメール:se-sports@city.yokohama.jp

第3回広報部会 【報告】

日時 平成30年3月15日(木)

19時～

場所 区役所4階会議室

出席：岩城(阿北)、平原(阿南)、加茂(瀬一)、広瀬(本郷)、中村(瀬二)、
柳(細谷戸)、恵方谷(南瀬谷)、佐藤(宮沢)、佐藤(相沢)

1 議題

- (1) スポーツ推進委員だより第21号振り返り(平成29年10月18日発行) 資料あり
- (2) 平成30年度スポーツ推進委員だよりの発行について

ア 発行スケジュール

第22号：平成30年9月～10月発行

平成30年6月15日発行

→最終校正 6/5

納品 6/11

袋詰め 6/13

第23号：平成31年2月～3月発行

平成30年10月15日発行

→最終校正 10/10

納品 10/15

袋詰め 10/17

イ 第22号掲載記事

面	掲載記事	担当
1	・さわやかスポーツ紹介(カローリング、ソフトバレー) →各地区でカローリング又はソフトバレーを行っている写真があれば、佐藤部会長へ送付する(4月末まで)	佐藤部会長
2・3	・各地区行事予定 →写真は昨年度のものでも問題なし。写真と原稿を佐藤部会長へ提出(4月末まで)リード文に「みんな来てね」など参加を呼びかける言葉を記載。	各地区
4	・世界トライアスロン	平原さん
	・市大会等での表彰者報告 →事務局から平成29年度表彰者リストを佐藤部会長へ送付	佐藤部会長
	・区スポ推年間予定表掲載 ・編集後記200文字程度(6/5まで)	柳さん

2 その他

次回広報部会 5月16日(水) 19時～ 区役所3階会議室

「瀬谷みはらし公園」が開園します！

平成30年4月1日、瀬谷区の県営住宅「細谷戸ハイツ」の再整備跡地の一画に「瀬谷みはらし公園」が開園します。本公園は、少年サッカーなどを行うことができる多目的広場を備えた約1.4ヘクタールの公園として整備、公開するものです。

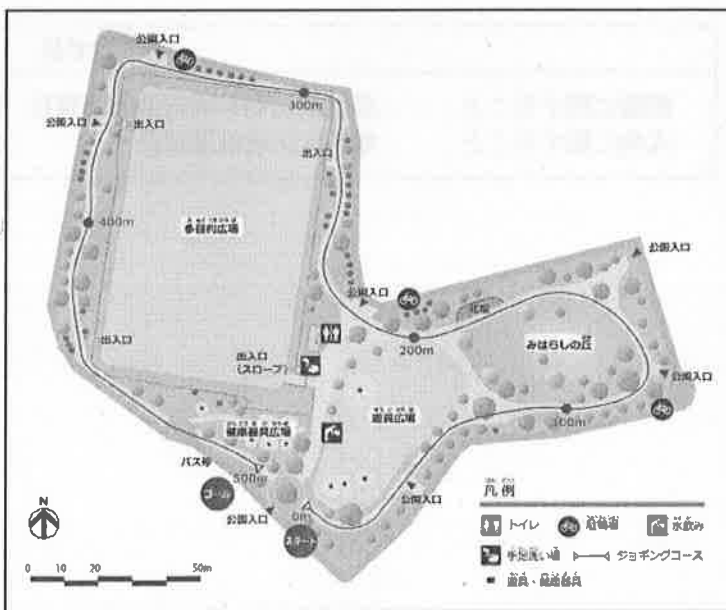
園内には多目的広場に加え、幼児や児童のための遊具を備えた遊具広場、高齢者など大人を対象とした健康器具広場、公園を周回できるジョギングコースなども備えており、レクリエーションや健康増進の場として幅広い世代の方々にご利用いただけます。また、公園名の由来となった築山「みはらしの丘」からは、晴天時には富士山を望むこともできます。

1 瀬谷みはらし公園概要

- (1) 所在地 瀬谷区瀬谷町4131番20
(相鉄本線瀬谷駅下車 神奈中バス細谷戸第5行 細谷戸第1下車 徒歩1分)
- (2) 公園種別 近隣公園（主に近隣にお住まいの皆様の利用を目的とする公園）
- (3) 公園面積 13,584㎡
- (4) 主な施設 多目的広場、遊具広場、健康器具広場、築山、ジョギングコース、トイレなど
※多目的広場は4月9日（月）から一般利用開始予定です。貸切利用をご希望される際は、管理運営委員会への申し込みが必要です。



◆位置図



◆平面図



-多目的広場-



-みはらしの丘-

2 瀬谷みはらし公園完成記念式典について

公園の完成を記念して、公園内遊具広場において、新たに設立される公園愛護会及び瀬谷区役所による完成記念式典を開催します。

(1)日 時 平成30年4月8日(日) 10:00~10:30

(2)内 容 公園愛護会及び地元関係者によるテープカットや記念植樹

(3)出席予定者 瀬谷区長、瀬谷土木事務所長、環境創造局公園緑地部長ほか

また、式典終了後には完成記念イベントとして、公園内多目的広場にて瀬谷区サッカー協会主催の少年サッカー大会が開催されます。

式典に関することや現地取材をご希望の場合は、「瀬谷区区政推進課」までご連絡ください。

お問合せ先			
整備に関すること	: 環境創造局公園緑地整備課長	藤田 辰一郎	Tel 045-671-2614
式典に関すること	: 瀬谷区区政推進課長	藤澤 智明	Tel 045-367-5630

瀬谷みはらし公園多目的広場利用調整方法について

制定日：平成 30 年 4 月 1 日

1 利用時間帯等

(1) 利用時間帯

夏期：4月～9月 午前8時から午後6時まで

冬期：10月～3月 午前9時から午後4時30分まで

(2) 利用単位

利用1単位を2時間30分とする。

2 利用調整

(1) 団体登録

定期利用する場合は、事前の団体登録を要する。

(2) 利用団体の決定・調整

ア 利用団体は役員による協議の結果、決定する。

イ 利用調整会議については、必要に応じて開催する。

3 利用方法

(1) 利用区分

ア 団体利用：登録団体での利用

イ 一般利用：登録団体以外の団体が利用

ウ 自由利用：誰もが自由に利用

(2) 週間利用枠について

【夏 期】

利用時間帯	月	火	水	木	金	土	日・祝
8：00-10：30	自由	団体・一般	自由	団体・一般	自由	団体・一般	団体・一般
10：30-13：00	自由	団体・一般	自由	団体・一般	自由	団体・一般	団体・一般
13：00-15：30	団体・一般	自由	団体・一般	自由	団体・一般	団体・一般	団体・一般
15：30-18：00	団体・一般	自由	団体・一般	自由	団体・一般	団体・一般	団体・一般

【冬 期】

利用時間帯	月	火	水	木	金	土	日・祝
9：00-11：30	自由	団体・一般	自由	団体・一般	自由	団体・一般	団体・一般
11：30-14：00	団体・一般	自由	団体・一般	自由	団体・一般	団体・一般	団体・一般
14：00-16：30	団体・一般	自由	団体・一般	自由	団体・一般	団体・一般	団体・一般

※上記時間帯以外、及び利用予約がない場合は、自由利用とする。

(3) 申込方法

事務局担当へ電話にて利用申し込みを行う。

【事務局担当】

瀬谷みはらし公園多目的広場管理運営委員会

副会長 正木 英一

連絡先：080-1168-6634

【必須項目】

利用団体名・使用用途・代表者名・代表者住所・連絡先（電話番号等）

【申込期限】

毎月10日（利用月の2か月前）

例)

利用月	利用申込期限
4月	2月10日
5月	3月10日
6月	4月10日
⋮	⋮

(4) 利用決定団体の通知

月間利用スケジュールを公園内掲示板へ掲示し、多目的広場利用者、及び申込者へ通知を行う。

個人情報の取扱に関するお願い

1 個人情報とは

個人情報とは、「特定の個人を識別できる情報」のことです。

例えば、生年月日や性別はそれだけでは特定の個人が識別されませんが、氏名などと組み合わせて使用する場合には特定の個人を識別することができるため、全体として個人情報となります。

具体的には、氏名・生年月日・住所・電話番号・家族構成・生活記録・写真・映像などが個人情報となります。



※個人情報保護法の改正により、新たに要配慮個人情報について規定されました。

●要配慮個人情報とは

人種、信条、病歴、犯歴等を新たに「要配慮個人情報」として位置づけ、法令に基づく場合等の例外を除き、本人の同意なく収集や提供等を行うことは禁止されます。

(要配慮個人情報の例)

- ・身体、知的、精神障害等があること
- ・健康診断その他の検査の結果
- ・医師による心身改善のための指導・調剤等が行われたこと
- ・逮捕、捜索等の刑事手続が行われたこと
- ・少年法に規定する少年として調査、審判等 少年の保護事件に関する手続きが行われたこと

2 注意事項

《一般的注意事項》

- 個人情報の取得にあたっては、その利用目的を明記してください。なお、必要のない個人情報は取得しないようにしてください。
- 個人情報の利用にあたっては、その利用目的の範囲内での利用に限ってください。
例) A講座実施のために取得した受講者の個人情報を、本人の許可なく、B講座実施の案内状を送付するために使うことはできません。
- 取得した個人情報は、第三者に提供したり、漏洩しないようにお願いします。本人の同意なく第三者提供を行う場合、国への届出が必要になります。

《具体的注意事項》

- 個人情報が入った USB メモリやフロッピーなどの記録媒体は極力持ち歩かないようにお願いします。
- 取得した個人情報をパソコンで保管する場合は、そのファイルをパスワードで保護してください。また、パスワードの管理には注意してください。

- 個人情報を書かれた書類はFAXしないようにお願いします。
- 原則、個人情報を書かれたファイルを電子メールに添付しないでください。また、
個人情報が書かれた内容のメールを送信しないようにしてください。やむを得ず添付する場合は、必ず
ファイルにパスワードをかけてください。
- 個人情報を保存したパソコンに、Winny等のファイル交換ソフトをインストールし
ないでください。
- 個人情報の保管場所には注意し、第三者の目に触れるような場所は避けてください。
- 不必要になった個人情報は、速やかに廃棄処分してください。
- 各種イベント等で撮影した写真に写った個人の顔も個人情報に該当しますので、集会所、会報、ホーム
ページ等に掲載する場合には、参加者に対しその旨事前に周知してください。

《参考》 ※横浜市ホームページ「個人情報相談Q&A集」から抜粋

Q イベント時の写真を掲示するときに全員の同意は必要ですか？

A 事前の案内時に告知しておき、掲載後の削除には応じるようにしましょう。

お祭りなどの各種イベント時に写真を撮り、後日集会所、会報、ホームページなどで掲載する場合があります。写真に写っている個人の顔も「個人情報」に該当しますので、取扱いには一定の注意が必要です。

撮影や掲載がイベント計画時に分かっているのであれば、イベントを告知する際や会場で次のような注意書きを付けて周知しておくとい良いでしょう。

～省略～

ビデオ録画についても、撮影を行う旨は事前に告知しておくようにしましょう。

また、ホームページへの掲載など不特定の者に対し公にする場合には、撮影にあたって、個々人の同意を取るか、遠景とするなどの特段の配慮が必要です。

～省略～



ご協力よろしくお願ひいたします

HOT NEWS

ご存知ですか？
法改正により平成29年5月30日から

中小規模事業者の皆様、団体で活動されている皆様へ

小規模団体でも名簿を 取り扱ってれば 個人情報保護法が 適用されます。

営利・非営利を問わないということは、
NPO・自治会も法の対象になるのね。
では、具体的にどんなルールに従う必要
があるの？



これまで、5,000件を超える個人情報を取り扱って
いなければ対象ではありませんでしたが、この条件が
改正によりなくなりました。
これにより、今後は、名簿などの個人情報の取扱い
があれば※、法の適用対象になりました。
※名簿などの個人情報の取扱い…法律上では、「個人情報データ
ベース等(特定の個人情報を簡単に検索できるようにしたデータや紙
ベース等)を「事業の用に供する者」が対象となります。事業とは、一定
の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社
会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利を問いません。

どうして？

法の個人情報の取扱いのルールの基本
は、「自分の情報がどこでどのように扱
われるか自分で決められること」です。
本人が知らない間に個人情報が保有・
利用・提供されないように配慮してい
れば基本的な取扱いに問題はありませ
ん。ただし、強化された新しいルールもあ
りますので、改めて次の7つのチェック
ポイントを確認しましょう。



法の対象となる
団体が守る

法に定められた個人情報取扱いの 7つのチェックポイント

個人情報を
取得するときは、
1 何に使うか目的を決めて、
本人に伝えること。(第18条)

- 使う目的(例:名簿を作成し会員に配付するため)は、本人に伝えるか、あらかじめウェブページや掲示などで公表する必要があります。
- ただし、個人情報を取得する状況において利用目的が明らかであれば、逐一相手に伝える必要はありません。(例:一般の慣行として名刺交換を行う場合、その利用目的が今後の連絡のために利用することは明らか)

個人情報は
決めた目的以外の
2 ことには使わないこと。(第16条)

- 例えば、名簿を作成するために取得した個人情報を、地域サークルの勧誘のために利用することはできません。
- 決めた目的以外に利用したい場合は、あらかじめ本人の同意を得てください。

個人情報を
第三者に渡す際は、
3 本人の同意を
得ること。★(第23条)



- ただし、以下の場合等は本人の同意を得なくても、個人情報を第三者に渡すことができます。
 - ▶法令に基づく場合(例:警察からの照会)
 - ▶人命に関わる場合で本人から同意を得るのが困難なとき(例:災害時)
 - ▶業務を委託する場合(例:商品配送のために配送業者にお客様の氏名・住所を渡す場合)



1～3をふまえて、私たちが名簿を作って配ろうとするときに具体的にやることは…
 個人情報を集めるときに

- あらかじめ利用目的を決めて本人に伝えること
- 第三者に渡すこと(名簿の配付)や渡す内容について同意を得ること

 の2つね

個人情報とは…生存する個人に関する情報で「ある特定の人物」のものだとわかるもの。事業者・団体が氏名と紐づけてその人物の情報を管理していれば、基本的にそれらは全てその人物の個人情報に当たります。(例:従業員Aの氏名、住所、連絡先、家族構成、取得資格等を企業が管理していれば、それらは全て従業員Aの個人情報となります。)



4 個人情報のうち
要配慮個人情報に
ついては、特別な
ルールを守ること。

(第2、17、23条)



- 要配慮個人情報とは、人種、信条、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、障害、健康診断・検査の結果、医師等からの指導・診療・調剤が行われたこと、刑事事件・少年の保護事件に関する情報等のことです。
- これらの情報を「取得」するときは、あらかじめ本人の同意を得なければいけません※。ただし、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき」などは、例外として本人の同意がなくても取得ができます。なお、法改正施行前に取得した情報は改めて同意を得る必要はありません。

※一般の個人情報は、利用目的を公表又は本人に通知すること等で取得が可能です。

5 本人からの「個人情報の
開示や訂正等の請求」
には応じること。★(第27～33条)

- 請求等があったときは応じなければなりません。ただし、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合などは、開示しないことができます。

6 取得した個人情報は安全に管理すること。★(第20条)

安全管理措置の例※1

個人情報の取得・利用等の基本的な取扱いを決めたルールをつくる。

秘密保持のルールをつくり、名簿を取り扱う人に研修を行う。

許可されている人だけが個人情報を閲覧・利用できるようにする。

漏えいや紛失を防ぐため、紙の名簿はカギのかかる引き出し等で保管する。

パソコン上の名簿はパスワードを設定する。

インターネットに接続されたパソコンで個人情報を取り扱うときは、ウイルス対策ソフトを入れる。

漏えいや紛失した時に誰に報告するかあらかじめ決めておく。 など

上記の内容は、法のガイドライン※2に示された例示であり、これら以外の方法でもデータの保護措置が講じられていれば足りる。

※1 取り扱っている個人情報の数が5,000件を超えず、従業員の数が100人以下の団体の場合。これにあたらぬ事業者は、より厳格な安全管理措置が求められます。法のガイドライン※2をご確認ください。

※2 個人情報保護委員会ホームページ掲載の法のガイドライン

7 苦情の申出に
対応すること。(第35条)

- 苦情の申出先をわかるようにするなど必要な体制を整備し、適切かつ迅速に対応するよう努めます。

この他にも次のルールがあります。

- 個人情報を第三者に渡すときは、記録を残し、原則3年保存すること。★(第25条)
 - 第三者から個人情報をもらうときは、「氏名」「第三者が取得した経緯」等を確認・記録し原則3年記録を保存すること。★(第26条)
- 上記の2つは、電話帳など不特定多数の人がいつでも購入することができる(た)ものは除外です。
- 不正な利益を図る目的で個人情報を提供、盗用しない。罰則が科されます。★(第83条) 法により懲役又は罰金が科されます。

★印のついているルールは、データベース化(特定の個人を検索できるようにまとめたもの【例:パソコンの管理ソフトでまとめる、50音順の名簿を作成する(紙も含む)】)された個人情報の取扱いのルールです。

個人情報は人と人とのつながりを支えているものです。
ルールを守って上手に利用しましょう。

取扱いルールや個人情報保護法で
わからないことがあれば、こちらにご相談ください。

個人情報保護法質問ダイヤル

☎03-6457-9849

受付時間 9:30～17:30(土日祝日・年末年始除く)

「個人情報保護法」の解釈や制度一般に関する疑問にお答えしています。

横浜市の個人情報の取扱い等のご相談をお受けします。

横浜市の個人情報相談窓口

☎045-671-4321

受付時間 8:45～12:00、13:00～17:15

(土日祝日・年末年始除く)

横浜市 市民情報課 検索

Eメール等による問合せ先はこちら↓のウェブページにあります

詳細は個人情報保護委員会ホームページをご覧ください

個人情報保護委員会 検索

★ ★ 平成30年度 動員依頼 (H30年4月11日現在)

済 済

番号	地区	現員数	普通救命講習会 4/15	世界トリアスロ ン 5/12	からだま ること健 康フェア 6/3	スポーツ 審判講習 及び体験 6/17	シーサイ ドトライア スロン 9/30	身体障 害者運 動会 10/14	瀬谷区ス ポーツ フェスタ 10/14	瀬谷フェス ティバル 10/21 【予定】	横浜マラ ソン 10/28	県研修 会 11/23	ふるさと ウォーク 大会 /	市スポ推大会1/20		瀬谷区 マラソ ン大会 /	県スポ推大会2/3		12地区 交流研 修会 2/24	
														一般	表彰		一般	表彰		
1	阿久和北部	11	4	2	1	5														
2	阿久和南部	12	0	2	1	5														
3	三ツ境	14	1	2	1	6														
4	瀬谷第一	9	4	1	1	4														
5	本郷	8	0	1	1	4														
6	瀬谷北部	9	2	1	1	4														
7	瀬谷第二	23	4	2	1	10														
8	細谷戸	5	0	1	1	2														
9	瀬谷第四	10	4	2	1	4														
10	南瀬谷	14	4	2	1	5														
11	宮沢	10	6	2	1	4														
12	相沢	16	6	2	1	7														
	計	141	35	20	12	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※済は依頼済みの意味

※色がついていない欄は現在未実施

※○で囲われている数字は女性の人数、□で囲われている数字は男性の人数

※研修部会主催の研修はすべて研修部会員の人数も含めた人数を記載

※★マークは現在動員依頼中

平成29年度 動員依頼一覧

参考

番号	地区	定数	世界トリアスロ ン 5/13	普通教 命講習 会 6/18	新任 研修会 6/18	継続者 研修会 7/9	さわやか スポーツ 体験研 修会 7/9	区体協 主催 講演会 8/3	シーサイ トスロ ン 9/24	瀬谷区 スポーツ フェスタ 10/15	身体障 害者運 動会 10/22	瀬谷フェ スチバ ル 10/29	横浜マラ ソン 10/29	全国スポ ル協同会 11/9・10	県研修 会 11/23	ふるさと ウォーク 大会 11/28	五大都市 スポーツ研 究大会 12/16 【予定】	市スポーツ 大会 1/21	瀬谷区 マラソ ン 大会 1/21	国民体 育大会 1/28	県スポーツ 大会 2/4	さわやか スポーツ 講習会 2/4	12地区 交流研 修会 2/25
1	阿久和北部	11	2	5	3	4	4	3	0	1		0	4			3		2	0		1	1	6
2	阿久和南部	15	2	12	11	2	4	2	0	1		2	6			5		2	0		1	2	8
3	三ツ境	15	2	4	1	4	5	0	1	1		0	6			5		5	0		1	0	6
4	瀬谷第一	9	1	4	2	5	2	1	1	1		1	4			3		0	3		2	0	5
5	本郷	8	1	1	2	3	4	1	1	1		2	3			3		0	1		1	0	4
6	瀬谷北部	10	1	3	4	2	5	1	1	1		2	4			3		2	3		2	1	6
7	瀬谷第二	24	2	9	5	14	16	2	1	1		0	10			8		0	0		2	0	11
8	細谷戸	9	1	3	4	2	3	2	1	1		1	3			2		1	0		1	1	3
9	瀬谷第四	11	2	5	4	4	3	1	1	1		1	4			3		1	3		1	1	5
10	南瀬谷	14	2	7	5	7	7	1	1	1		0	6			5		2	1		2	1	8
11	宮沢	11	2	6	7	3	1	1	1	1		3	4			3		2	0		2	1	6
12	相沢	16	2	4	5	3	3	2	2	1		0	6			5		4	0		3	2	7
	計	153	20	63	53	53	57	17	11	12	1	12	60	0	6	48	2	21	6	4	19	1	75

※済は依頼済みの意味

※色がついていない欄は現在未実施であり、動員人数も前回の実績を記入

※○で囲われている数字は女性の人数、□で囲われている数字は男性の人数

※6/18・7/9の4つの研修はすべて研修部会員の人数も含めた人数を記載

※★マークは現在動員依頼中

立降30速証 講習券 (H30年4月14日通年)